

平成18年3月31日付け国道有第137号で許可を受けた「都道首都高速1号線等に関する事業」の一部を次のように変更する。

別紙－２９の一部を次のように改める。

〔２〕一．中「首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める当該入口等に係る供用開始の期日」を「令和２年２月２７日」に、「会社が別に定める横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日」を「令和２年３月２２日」に、「会社が別に定める時間内」を「首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める時間内」に改める。

〔４〕一．（１）（ロ）中「会社が別に定める横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日」を「令和２年３月２２日」に改め、〔４〕一．（１０）（ハ）中「令和２年７月２０日から９月６日まで」を「令和３年７月１９日から９月５日まで」に、「８月１１日から８月２４日まで」を「８月１０日から８月２３日まで」に改める。

〔５〕（４）中「令和２年７月２０日から９月６日まで」を「令和３年７月１９日から９月５日まで」に、「８月１１日から８月２４日まで」を「８月１０日から８月２３日まで」に改める。

別添３中

「

岸谷生麦（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日まで適用する。）	7.4
岸谷生麦（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から適用する。）	14.5
新横浜（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日まで適用する。）	1.2
新横浜（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から適用する。）	8.3

」を

「

岸谷生麦（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）	14.5
新横浜（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）	8.3

」に改める。